

鳥取県告示第340号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成23年5月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

株式会社伊藤建設 代表取締役 伊藤 典章

東伯郡琴浦町大字逢束873

鳥取県知事(般-18)第556号及び鳥取県知事(特-18)第556号

3 処分の内容

平成23年6月3日から同月5日までの3日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業(発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、尾張地区災害関連緊急治山工事の施工について、作業方法から生じる危険を防止するため必要な措置を講じなかったことにより、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第21条第1項違反として罰金50万円の略式命令を受け、平成23年1月13日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。